第2節　検査結果の大要

令和8年次の検査結果については、第2章以降に記載したとおりである。このうち第3章及び第4章に掲記した検査結果を事項等別に示すと第1のとおりであり、国民の関心の高い事項等に関する検査結果を示すと第2のとおりである。

第1　事項等別の検査結果

1　事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1)「第3章　個別の検査結果」

ア　「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)

イ　「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)

ウ　「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)

エ　「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)

オ　「不当事項に係る是正措置の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項に関して、当局において執られた是正措置の状況についての検査の結果)

(506ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2)「第4章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

ア　「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2(注)の規定により国会及び内閣に報告した事項)　(511ページ参照)

イ　「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3(注)の規定により国会に報告した検査の結果)　(516ページ参照)

ウ　「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)　(546ページ参照)

エ　「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)　(675ページ参照)

（注）　会計検査院法

第30条の2　会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3　会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条　会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。

第36条　会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1　事項等別検査結果の概要

事項等	件数	指摘金額(注(1)) (背景金額)
不当事項	211件	＜211件分＞ 111億8636万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条　1件	＜1件分＞ 2億2120万円
	第34条及び第36条　7件(注(2))	＜7件分＞ 830億3461万円 (9億0830万円 9億6703万円)
	第36条　4件(注(2))	＜2件分＞ 209億6103万円 (10億6943万円 2億7401万円 1389億2000万円)
	小計　12件	＜10件分＞ 1042億1684万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	20件(注(2))	＜20件分＞ 293億9821万円 (74億6706万円 4114万円 47億3037万円)
事項計	243件	＜241件分＞ 1445億7308万円(注(3))

事　　項　　等	件　　数	指　摘　金　額 注(1) (背　景　金　額)
国会及び内閣に対する報告	1件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	3件	—
特定検査対象に関する検査状況	3件	—
総　　計	250件	＜241件分＞ 1445億7308万円 注(3)

注(1)　指摘金額・背景金額　　指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計6件ある。

注(3)　「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(4)　「指摘金額(背景金額)」欄の＜　＞書きは、各事項のうち指摘金額があるものの件数である。

注(5)　「不当事項」として掲記した事態、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態については、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

2　「第3章　個別の検査結果」の概要

(1)　不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

「第3章　個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表２　省庁等別事項別検査結果の概要

事項／省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)	注(2)	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
裁判所	1	13億8082万円					1	13億8082万円
内閣府（内閣府本府）	12	1億1641万円					12	1億1641万円
内閣府（消費者庁）	2	3億8102万円					2	3億8102万円
内閣府（こども家庭庁）	1	2245万円	注(7) ㉞・㊱ 1	1億0222万円（9億0830万円）			注(7) 2	1億2467万円（9億0830万円）
総務省	8	6631万円	㊱ 1	49億6103万円	1	17億9261万円	10	68億1995万円
法務省					2	1億9631万円	2	1億9631万円
外務省			注(3) ㊱ 1	注(3) （10億6943万円）	1	1664万円	注(3) 2	注(3) 1664万円（10億6943万円）
財務省	3	2億7728万円			注(7) 2	6億6693万円（74億6706万円）	注(7) 5	9億4421万円（74億6706万円）
文部科学省	12	1億2602万円	㊱ 1	（2億7401万円）			13	1億2602万円（2億7401万円）
厚生労働省	67	21億6028万円	注(7) ㉞・㊱ 2	106億7539万円（9億6703万円）	1	7458万円	注(7) 70	注(6) 128億3829万円（9億6703万円）
農林水産省	18	1億3622万円	㉞ 1	2億2120万円	注(7) 1	1億0531万円（4114万円）	注(7) 20	4億6273万円（4114万円）
経済産業省	2	543万円	注(4) ㉞・㊱ 2 注(4) ㊱ 1	注(4)			注(4) 5	注(4) 543万円
国土交通省	34	13億7479万円	㉞・㊱ 1	9億5858万円	注(7) 4	注(5) 238億5767万円（47億3037万円）	注(7) 39	注(6) 260億3467万円（47億3037万円）
環境省	11	43億7053万円					11	43億7053万円
防衛省	4	2億9850万円			3	7億0627万円	7	10億0477万円
日本私立学校振興・共済事業団	2	554万円					2	554万円
本州四国連絡高速道路株式会社	2	8114万円					2	8114万円
国立研究開発法人情報通信研究機構					1	15億5223万円	1	15億5223万円
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構					1	1億3265万円	1	1億3265万円

事項 / 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)	注(2)	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人国民生活センター	1	410万円					1	410万円
独立行政法人国際協力機構			注(3) ㊱ 1	注(3)			注(3) 1	注(3)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構					1	6180万円	1	6180万円
独立行政法人労働者健康安全機構	1	336万円					1	336万円
独立行政法人国立病院機構	1	134万円					1	134万円
独立行政法人中小企業基盤整備機構	25	3億5021万円	注(4) ㉞・㊱ 2 注(4),注(7) ㊱ 1	注(4) 682億5768万円 注(4) 160億円 (1389億2000万円)			注(4) 注(7) 28	注(4) 846億0789万円 (1389億2000万円)
独立行政法人奄美群島振興開発基金	1	824万円					1	824万円
独立行政法人地域医療機能推進機構	1	321万円					1	321万円
独立行政法人住宅金融支援機構			㉞・㊱ 1	30億4074万円			1	30億4074万円
首都高速道路株式会社					2	2億3521万円	2	2億3521万円
株式会社整理回収機構	1	437万円					1	437万円
日本下水道事業団	1	870万円					1	870万円
合計	211	111億8636万円	注(3) 注(4) 12	1042億1684万円	20	293億9821万円	注(3) 注(4) 243	注(6) 1445億7308万円

注(1)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉞は会計検査院法第34条の規定によるもの、㊱は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2)　(　)内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3)　外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4)　経済産業省のうち3件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構のうち3件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5)　「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」で重複して取り上げているもの(既設橋りょうにおける耐震補強工事に関するもの(313ページ及び323ページ参照))があり、金額の合計に当たっては、その金額の重複分を控除している。

注(6)　「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(①医療費(超重症児(者)入院診療加算等)に関するもの(142ページ及び205ページ参照)、②公園用地に関するもの(289ページ及び329ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(7)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計6件ある。

(参考)不当事項の収入支出等別分類

ア　収入に関するもの　　**計　4件　13億0095万余円**

省庁名	租税	保険料	保険料・その他	不正行為	計
	件	件	件	件	件
財務省	1			1	2
厚生労働省		1	1		2
計	1	1	1	1	4

イ　支出に関するもの　　**計　206件　98億8406万余円**

省庁又は団体名	予算経理	工事	物件	役務	保険給付	医療費	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
裁判所	1									1
内閣府(内閣府本府)							12			12
内閣府(消費者庁)							2			2
内閣府(こども家庭庁)							1			1
総務省									8	8
財務省							1			1
文部科学省							12			12
厚生労働省					3	2	57		3	65
農林水産省							18			18
経済産業省							2			2
国土交通省		1		1			32			34
環境省		1		2			8			11
防衛省	1		1				1	1		4
日本私立学校振興・共済事業団							2			2

省庁又は団体名	予算経理	工事	物件	役務	保険給付	医療費	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
本州四国連絡高速道路株式会社	1	1								2
独立行政法人国民生活センター	1									1
独立行政法人労働者健康安全機構			1							1
独立行政法人中小企業基盤整備機構							25			25
独立行政法人奄美群島振興開発基金				1						1
独立行政法人地域医療機能推進機構				1						1
株式会社整理回収機構			1							1
日本下水道事業団		1								1
計	4	4	3	5	3	2	173	1	11	206

ウ　収入支出以外に関するもの　　1件　134万余円

団体名	不正行為
	件
独立行政法人国立病院機構	1

(2)　意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和6年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、21件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが18件、処置が完了していないものが3件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3　意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要　　（単位：件）

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
外務省	令和5年度	注(1) 1	注(1) 1	
	6年度	注(2) 2	注(2) 2	
財務省	5年度	1	1	
厚生労働省	6年度	3	2	1
農林水産省	5年度	1	1	
	6年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
経済産業省	6年度	注(3)、注(4) 3	注(4) 2	注(3) 1
国土交通省	5年度	1	1	
環境省	6年度	2	2	
東日本高速道路株式会社	6年度	1	1	
中日本高速道路株式会社	6年度	1	1	
西日本高速道路株式会社	6年度	1	1	
独立行政法人国際協力機構	5年度	注(1) 1	注(1) 1	
	6年度	注(2) 2	注(2) 2	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	6年度	注(3) 1		注(3) 1
独立行政法人水資源機構	6年度	1		1
独立行政法人中小企業基盤整備機構	6年度	注(4) 1	注(4) 1	
独立行政法人住宅金融支援機構	5年度	1	1	
計	5年度	注(1) 5	注(1) 5	
	6年度	注(2)、注(3) 注(4)、注(5) 16	注(2)、注(4) 13	注(3) 3
合計		注(5) 21	18	3

注(1)　令和5年度決算検査報告の外務省の1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2)　令和6年度決算検査報告の外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構のうち1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3)　令和6年度決算検査報告の経済産業省のうち1件及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の1件は、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4)　令和6年度決算検査報告の経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5)　令和6年度決算検査報告に掲記した意見を表示し又は処置を要求した事項は17件であるが、このうち1件については、令和7年次（6年10月から7年9月まで）中に当局において処置が完了したことから、令和6年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

これらのうち、処置が完了していない3件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(3)　不当事項に係る是正措置の検査の結果

昭和21年度から令和6年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る8年6月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが31省庁等における336件84億8818万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが29省庁等における326件81億4023万余円ある。(506ページ記載)

3　「第4章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1)　国会及び内閣に対する報告

令和7年11月から8年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり1件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4　会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

報告事項名	報告年月日
地方財政計画の事後検証等の状況について(511ページ記載)	令和 8年　6月12日

(2)　国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、7年11月から8年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり3件あり、その概要を記載した。

表5　会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先(検査要請を行った議院の委員会)
第1	国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について(516ページ記載)	令和 6年　6月11日	7年12月24日	参議院 (参議院決算委員会)
第2	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達の状況に関する会計検査の結果について(526ページ記載)	6年　6月11日	8年　1月16日	参議院 (参議院決算委員会)
第3	マイナポイント事業に関する会計検査の結果について(537ページ記載)	6年　6月11日	8年　5月15日	参議院 (参議院決算委員会)

なお、検査要請を受諾した事項のうち、8年10月までに報告を行っていない事項は3件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6　国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和8年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検　査　要　請　事　項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	就職氷河期世代支援施策の実施状況等について	令和7年　6月10日
参議院決算委員会	こども・子育て施策の実施状況等について	8年　7月　7日
参議院決算委員会	賃上げ環境整備に係る施策の実施状況等について	8年　7月　7日

(3)　特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として3件掲記した。

ア　東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について　(546ページ記載)

イ　独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について　(598ページ記載)

ウ　政府備蓄米の売渡し等の状況について　(636ページ記載)

(4)　特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、7年11月に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和6年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。　(675ページ記載)

第２　国民の関心の高い事項等に関する検査結果

会計検査院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

国民の関心の高い事項等としては、自然災害の頻発化・激甚化、継続する物価高等により関心が一層高まっている国民生活の安全・安心の確保、少子高齢化等を背景とした社会保障、防衛、デジタルといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効率的、効果的な運営、資産、基金等のストック等に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第３章　個別の検査結果」及び「第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

１　国民生活の安全・安心の確保に関するもの

①　政府備蓄米の売渡し等の状況について　（特定検査対象に関する検査状況・636 ページ記載）

②　緊急輸送道路等にある重要度の高い橋りょうの巻立て工法による耐震補強工事の設計において増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施することなどを周知するとともに、既往の工事で機能の回復が速やかに行い得る性能が確保されていない橋脚について、緊急度合いに応じた耐震補強工事を実施するための対応方針の作成及び報告を求めて必要に応じて助言等を行うことにより、当該性能が確保されるよう改善させたもの　（国土交通省・313 ページ記載）

③　道路メンテナンス事業補助制度の実施に当たり、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に予定されている修繕等を計画的に実施すること、修繕等の対象とする範囲等について周知するとともに、修繕等が修繕計画に予定されていることを確認するための審査を適切に行える体制を整備することにより、予防保全型の維持管理への円滑な転換が図られ、長寿命化及び修繕等に係る費用の縮減に資するよう改善させたもの　（国土交通省・323 ページ記載）

④　擁壁の設計が適切でなかったもの　（国土交通省・282 ページ記載）

２　社会保障に関するもの

①　独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について

（特定検査対象に関する検査状況・598 ページ記載）

②　雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理に当たり、督促状の送付等を適時適切に行うことについて労働局に対して改めて指導するなどするよう是正改善の処置を求め、及び効率的かつ効果的に行うための方策を十分に検討した上で講ずるよう意見を表示したもの

（厚生労働省・196 ページ記載）

③　研修体系見直し後、管理責任者が研修要件を満たしていないのに管理責任者欠如減算が適用されておらず過大に算定されていた障害児通所給付費及び自立支援給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに都道府県等が研修要件を継続的に確認できる方策を講ずるなどするよう改善の処置を要求し、及び研修の修了漏れの予防に資する方策を検討するよう意見を表示したもの　（内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省・382 ページ記載）

④　超重症児（者）入院診療加算等について、国保総合システムのコンピュータチェックのチェック項目を追加して審査が必要と考えられるレセプトを抽出できるようにして、国民健康保険団体連合会において抽出されたレセプトの審査を行うようにさせることにより、効率的かつ効果的に審査が行われるよう改善させたもの　（厚生労働省・205 ページ記載）

3　防衛に関するもの

①　有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達の状況について

（国会からの検査要請事項に関する報告・526 ページ記載）

②　航空機の用途廃止に伴う部品取りの要否の判定後であっても、調達要求を行う場合には、部品取り判定を再度実施することを明記することなどにより、部品取りを適切に実施して、需要が見込まれる部品の活用を図るよう改善させたもの　（防衛省・377 ページ記載）

③　点検整備等業務に係る契約について、競争に付することとして契約手続を適切に行うようにするとともに、予定価格の算定に当たり業務の実態を反映した経済的な積算を行うよう改善させたもの　（防衛省・369 ページ記載）

④　艦船の定期検査等に係る契約の予定価格の積算における修賠保険料の算定に当たり、艦船単位で全ての契約の修繕工事費を合計した金額を算出基礎額とすることにより、経済的な積算を行うよう改善させたもの　（防衛省・373 ページ記載）

⑤　有償援助（FMS）調達による情報業務用ビデオ会議装置の維持整備等に当たり、過年度の予算で措置された品目において生じた減額分を他年度の経費の支払の手段として使用していて、調達手続が財政法の趣旨に照らして適切に行われていなかったもの　（防衛省・360 ページ記載）

4　デジタルに関するもの

①　マイナポイント事業の実施状況等について

（国会からの検査要請事項に関する報告・537 ページ記載）

②　レガシーシステムとなっている共済システムの再構築プロジェクトについて、必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするなどするよう適宜の処置を要求し、及び今後デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備するなどするよう意見を表示したもの

（経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構・447 ページ記載）

③　漁獲報告システムについて、漁獲成績報告及び資源評価に必要となるデータが蓄積されるようにするためにシステムの利用者である都道府県等の意向確認等を適切に行うための合意形成手順を定めるなどして構築するとともに、デジタル化推進協議会等に対して、漁獲情報を送信するために必要な指導等を行うよう改善させたもの　（農林水産省・243 ページ記載）

④ 業務システム再構築契約において、仕様書の内容が十分なものとなっていなかったため、稼働後の保守が行えず、並びに機能及び性能の欠陥が生じていて安定した稼働に支障を来すことから、新業務システムが全く使用されないままとなっていて、所期の目的を達していなかったもの
（独立行政法人奄美群島振興開発基金・479 ページ記載）

5　予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

① e 事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約において、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して、これに基づき契約金額を支払っていて、会計法令に違反していたもの
（裁判所・25 ページ記載）

② 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて実施した事業において、実質的な値引きを受けるなどしていて補助対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、補助金が過大に交付されていたもの
（国土交通省・267 ページ記載）

③ 東日本大震災復興交付金により造成した基金を取り崩して実施する事業に係る震災復興特別交付税について、道府県及び市町村において精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理した上で実績額に修正することなどの必要性を周知するとともに、精算されているか点検することを求め、その実施状況を定期的に報告させるなどの体制を整備して、適切に精算されるよう改善させたもの
（総務省・56 ページ記載）

④ 啓発宣伝事業等委託費について、過大に交付されていた交付額を返還させるとともに、交付要綱等において、啓発宣伝事業以外の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上することなどについて定めて、審査を適切に実施できるよう改善させたもの
（外務省・78 ページ記載）

⑤ 消費生活相談機能強化促進等補助金の補助の対象とならないもの
（内閣府（消費者庁）・38 ページ記載）

⑥ 透析通信システムのリモートメンテナンスに係る契約において、仕様書等で定めていた遠隔監視が全く実施されていなかったのに、遠隔監視が実施されたと誤認して検収を行い、契約金額を支払っていたもの
（独立行政法人地域医療機能推進機構・481 ページ記載）

6　制度・事業の効率的、効果的な運営等に関するもの

① 地方財政計画の事後検証等の状況について
（国会及び内閣に対する報告・511 ページ記載）

② 証券化支援事業におけるフラット 35 の債権について、借受者が融資対象住宅を店舗等又は民泊等の施設として利用していて、自ら居住するなどの住宅に係るものであることの要件に適合していない事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、並びに金融機関の融資審査及び借受者に対する説明の具体的な内容を融資審査シート及び顧客説明資料に明記するなどすることにより店舗等利用及び民泊等利用に係る不適正利用を未然に防止するよう意見を表示したもの
（独立行政法人住宅金融支援機構・483 ページ記載）

③ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの
（経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構・438 ページ記載）

④　中学校における部活動指導員の配置支援事業の実施に当たり、教員の働き方改革の実現を図るために、重複指導等の実態を把握し、その結果に応じて、やむを得ない場合の取扱いなどについて事業主体に対して指導、助言等を行うとともに、事業効果を適切に把握し、検証等する方策を検討して実施するよう意見を表示したもの　（文部科学省・118 ページ記載）

⑤　エンジェル税制の適用を受けた特定株式等の譲渡時の申告審理に係る具体的な事務処理手続を定めて周知するとともに、特定株式等を取得した納税義務者の情報が継続管理システムに漏れなく登録されていることを確認できる体制を整備することなどにより、特定株式等の譲渡時の申告審理が適切に行われるよう改善させたもの　（財務省・96 ページ記載）

⑥　政府開発援助の実施に当たり、無償資金協力等により整備される移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととするなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

（外務省、独立行政法人国際協力機構・72 ページ記載）

7　資産、基金等のストックに関するもの

①　国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況について

〔国会からの検査要請事項に関する報告・516 ページ記載〕
〔〔関連事項　環境省・349 ページ記載〕〕

②　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により地方公共団体が積立てを行った基金について、状況報告書に基金規模の妥当性を適時適切に判断できるような情報を記載させることとし、また、使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性の検討を行うよう改めて周知するとともに、これを国庫へ返納させる手続をとらせることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの　（総務省・48 ページ記載）

③　ファンド融資事業により造成されたファンドについて、規模の見直しに向けた具体的な協議を行うよう改善の処置を要求し、及び数値化された適切な見直し基準を示すことなどにより都道府県において適時適切に規模が見直されるような制度設計とするとともに、同事業全体の事業効果を適時適切に検証し公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの

（経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構・466 ページ記載）

④　公園事業の実施に当たり、事業主体において事業の継続、中止等の検討を実施する仕組みを整備するなどして、補助事業で取得した公園用地が長期間供用されておらず、事業効果が発現していない状態の解消に資するよう改善させたもの　（国土交通省・329 ページ記載）

⑤　革新的情報通信技術研究開発事業に係る委託研究による取得資産について、処分手続が滞っていた取得資産の処分手続を実施するとともに、委託期間終了後の処分手続に係る具体的な実施手順等を明確化するなどして処分手続を円滑に実施できる体制を整備することにより、委託期間終了後も効率的な活用が図られるよう改善させたもの

（国立研究開発法人情報通信研究機構・404 ページ記載）

1から7までに掲げたもののほか、国民の関心の高い事項等について検査を行った結果、「東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について」（特定検査対象に関する検査状況・546 ページ記載）を「第4章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した。